

愛知県立大学利益相反マネジメント規程

(目的)

第1条 本規程は、愛知県立大学の教職員等（客員共同研究員を含む）が産学連携活動を含む社会貢献活動を行う際に生じるおそれのある利益相反の弊害に適切に対応するため、利益相反関係の適切な管理を行い、もって、研究インテグリティ（研究の健全性、公正性）を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学の教職員、学部及び大学院の学生等に適用する。

(利益相反の定義)

第3条 利益相反とは、外部との利益関係等により、大学としての社会的責任、本学の利益、教職員等の適正な職務の遂行において阻害が生じるおそれ又はこれらの懸念が学外者により表明されるおそれのある事態をいう。

2 本規程において、「外部との利益関係等」とは、次の各号に掲げる状況をいう。

(1) 教職員等が愛知県公立大学法人以外の機関から次の①から⑥に掲げるものを受け取る状況

① 給与等（非常勤講師としての給与を除く。）

② コンサルタント料や謝金等のサービス対価（国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関から受け取る謝金等を除く。）

③ 受託研究費（研究員受入れを含む。）、研究助成金、依頼試験料、実験器具等の物品

④ 特許の実施料収入等

⑤ 株式等（未公開株を含む。）

⑥ 経済産業省の定める最新の外国ユーザーリストに掲載される機関からの金品等

(2) その他教職員等による公正かつ客観的な研究を困難にする状況

(学長等の責務)

第4条 学長は、利益相反に関連する諸規則を教職員等に周知し、必要な教育・研修を行い、もって研究インテグリティを確保しなければならない。

2 研究責任者は、研究分担者に利益相反に関する諸規則を遵守するよう求めなければならない。

3 研究者は、利益相反に関する諸規則を遵守しなければならない。

(利益相反マネジメント委員会)

第5条 利益相反関係の透明性の確保と適切な管理を確保するため、学長は、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、研究インテグリティを確保する見地から次の事項を審査及び審議する。
 - (1) 研究計画及び研究活動における利益相反の存在
 - (2) 職務における経済的な利益相反の存在
 - (3) 兼業活動における利益相反の存在
 - (4) 特定の海外の機関からの受託事業等を実施する場合の利益相反の存在
 - (5) 本規程の実施に必要な細則等の作成及び改廃
 - (6) その他利益相反の透明性の確保と適切な管理に必要な事項
- 3 委員会は、次の委員をもって組織する。
 - (1) 学長が指名する副学長
 - (2) 学術研究情報センター長
 - (3) 学術研究情報センター副センター長
 - (4) 学部選出の教育研究審議会委員
 - (5) 利益相反の管理、関連法令、産学連携活動等に精通した学外者
 - (6) その他委員会が必要と認めた者
- 4 前項第5号の委員は、学術研究情報センター長との協議により委員長が推薦し、学長が委嘱する。
- 5 委員長と副委員長は、それぞれ副学長と学術研究情報センター長をもって充てる。
- 6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 7 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 8 委員会の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、議題案件に係る委員は、当該審議及び投票に加わることができない。
- 9 委員長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- 10 委員長は、委員会の下に調査委員会を設置することができる。
- 11 委員長は、審査経過及び判定等の審査結果を学長に報告しなくてはならない。

(審査部会)

第6条 委員会のもとに、前条第2項第1号に規定する事項を審査するために、委員会の下に部会を置く。

- 2 各部会の構成員は、次のとおりとする。
 - (1) 教育・福祉系審査部会
学術研究情報センター長又は学術研究情報センター副センター長
教育福祉学部選出の教育研究審議会委員
教育福祉学部選出の委員 2名以上4名以内
学外の有識者 1名又は2名
 - (2) 看護系審査部会
学術研究情報センター長又は学術研究情報センター副センター長

看護学部選出の教育研究審議会委員
看護学部選出の委員 2名以上4名以内
学外の有識者 1名又は2名

(3) 情報系審査部会

学術研究情報センター長又は学術研究情報センター副センター長
情報科学部選出の教育研究審議会委員
情報科学部選出の委員 2名以上4名以内
学外の有識者 1名又は2名

(4) 人文・社会科学系審査部会

学術研究情報センター長又は学術研究情報センター副センター長
外国語学部及び日本文化学部選出の教育研究審議会委員 各1名
外国語学部及び日本文化学部選出の委員 各1名
学外の有識者 1名又は2名

- 3 審査部会長は、学術研究情報センター長又は学術研究情報センター副センター長のいずれかから委員長が指名する。
- 4 審査部会長に事故等があるときは、審査部会長があらかじめ指名した委員が審査部会長の職務を代行する。
- 5 第2項の学部選出委員及び学外有識者の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 第2項の学部選出委員及び学外有識者に欠員が生じた場合は、その都度補充するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審査部会長は、必要に応じて部会を招集し、その議長となる。
- 8 審査部会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 9 申告に関係する審査部会の委員は、当該申告の審査に加わることはできない。
- 10 審査部会の長は、審査経過及び判定等の審査結果を委員会の委員長に報告しなくてはならない。

(自己申告書の提出と審査)

第7条 教職員等（複数の場合は責任者）は、第3条第2項に該当する場合には、利益相反に関する自己申告書（様式1）に必要事項を記入し、研究計画書又は関係資料を添えて委員長に提出しなければならない。なお、自己申告書を提出する際の相談窓口は研究支援・地域連携課とする。

- 2 前項に定める自己申告書提出の基準としては、第3条第2項第1号①に係るものについては、同一組織からの報酬額が年間100万円を超える場合、同号②から④までに係るものについては、同一組織からの受領額が年間200万円を超える場合とし、同号⑤に係るものについては、その時価価値に関わらず申告することとする。ただし、第5条第2項第1号に規定する事項であって研究倫理審査申請（外部機関への申請を含む。）を行うもの及び第3条第2項第2号に該当するものについては、すべて申告し

なければならない。

3 委員長は、次の審議結果を様式2を用いて速やかに申告者へ通知し、あるいは勧告しなければならない。

(1) 研究計画及び研究活動における利益相反に該当しないことの承認

(2) 利益相反を生じるおそれのある関係の遮断に関する勧告

(不服申し立て)

第8条 職員等は、委員会の決定に異議がある場合は、不服申立書(様式3)を添えて、不服を申し立てることができる。

2 委員会は、前項の申し立てがあった場合、再度、当該案件について審議しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 委員会の委員等は、職務上知り得た秘密の情報を他に漏らしてはならない。

2 委員会は、経済的利益関係や審査結果等を開示する際に、個人情報等の保護に留意しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会と審査部会の事務は、研究支援・地域連携課が担当する。ただし、看護系審査部会に関しては守山キャンパス学務課が担当するものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

様式 1

利益相反に関する自己申告書

年 月 日

愛知県立大学利益相反マネジメント委員会委員長 殿

申請者名

所 属

職 名

愛知県立大学利益相反マネジメント規程に基づき申告致します。

研究課題名又は活動内容

該当事由 (愛知県立大学利益相反マネジメント規程の第3条第2項 に基づく。)	該当の有無 (申告の基準を 超えている場合は 有とする)	利益関係の具 体的な内容・金額等 (申告の基準を越えな い場合も記載のこと)
(1) ①. 給与等 (非常勤講師としての給与を除く)	有 ・ 無	
(1) ②. コンサルタント料や謝金等のサービス対価 (国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関か ら受け取る謝金等を除く)	有 ・ 無	
(1) ③. 受託研究費 (研究員受け入れを含む)、研究 助成金、依頼試験料、実験器具等の物品	有 ・ 無	
(1) ④. 特許の実施料収入	有 ・ 無	
(1) ⑤. 株式等 (未公開株を含む)	有 ・ 無	
(1) ⑥. 経済産業省の定める最新の外国ユーザーリ ストに掲載される機関からの金品等	有 ・ 無	
(2). その他教職員等による公正且つ客観的な研究 を困難にする状況	有 ・ 無	

以上、研究倫理審査の申請を行うにあたって、利益相反について確認しました。

様式 2

利益相反マネージメント委員会審査結果通知書

年 月 日

申告者

様

愛知県立大学利益相反マネージメント
委員会委員長

年 月 日付で申告のあった事項についての審査結果を通知します。

申告者	所属 職名 氏名
区分	☐ 研究活動：課題名
	☐ 職務及び兼業活動
審査年月日	年 月 日
審査結果	勧告事項なし 勧告事項あり
意見 留意事項	
その他	

様式 3

不 服 申 立 書

年 月 日

愛知県立大学利益相反マネジメント委員会委員長 殿

申請者名

所 属

職 名

年 月 日付の自己申告書の審議結果について、愛知県立大学利益相反マネジメント規程第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり不服申し立てを致します。

【不服申し立ての内容】